

日本における〈子育ての社会化〉の問題構造

——教育と福祉をつらぬく視点から——

吉 長 真 子

はじめに

「社会連帯」という理念のもとに、国民の生命と生活がさらされている状況を「社会問題」化し、その解決を求める思想と運動、そして行政施策が日本に広がっていったのは、およそ第一次世界大戦後のことである。「社会化」という言葉はその当時から使われていたのを散見するが、主として戦後になって、歴史的にそれらの思想と運動の理念を「社会化」という表現で括り、また同時代の運動理念として掲げることになったと理解することができよう。ただし「社会化」の意味するもの、意図するところは決して一様ではない。そして1910—20年代に民間や地方自治体のなかで社会事業が勃興した際に基本理念となった「社会連帯」も、1930—40年代の戦時下、国家が国民の生命と生活に関わる問題を「相互扶助」や「隣保共助」というスローガンで解決を図ろうとしたときには、その変質が見てとれる。

以上のような歴史状況に対して、筆者はこれまで特に、1910年代後半から40年代にかけて、乳幼児・児童（とその母親）に対する教育（教化）と保護（養護）を統一した活動の組織化、言い換えれば教育、福祉、医療・衛生の領域を総合した事業を行政施策として実現していく過程とその実態に関心を寄せてきた¹⁾。そしてこのような事業は産育のありようを「科学的」「衛生的」なものへと変化させていくことに効果が大きく、地方農村の指導者層の人道的観念や使命感にも合致するものであったことを明らかにしてきた。だがその一方で、国家のための「人的資源」増強の側面が常にそこに存在し、それゆえにこれらの事業が促進され、結果として戦争のために多くの人間の生命と生活が犠牲になったことも直視しなければならない。

こうした研究関心をもつ筆者は、社会全体で子育てに責任をもつとはどういうことなのかを問い続け、子育ての「社会化」を掲げて現在進行している

子育て支援政策にも注意を向けてきた。今のところ政府や財界の主張する子育ての「社会化」とは、後で詳述するように、低コストで効率的に多様なメニューを提供する保育サービスを親が賢く使いこなせる社会にすることなのだというのが、はっきりしてきた。それは戦後、子育ての「社会化」を「共同化」ととらえて保育所づくり運動を起こし、保育に対する公的保障の拡大を求めてきた保護者、保育者、保育・教育研究者が考えていた子育て・保育の「社会化」とは、全く質が違うといえよう。

また「社会化」という言葉は、介護保険の導入時にもさかんに使われた。市野川容孝は、「介護事業への株式会社や営利企業の参入が容認、いや積極的に鼓舞され、市場原理も、どちらかと言えば肯定的に言及され」、そのことによって「介護事業を手がける株式会社や営利企業が、利潤追求を第一として、介護労働者を低賃金等の劣悪な就労条件に追い込み、その結果として利用者にもきちんとしたサービスを提供しなくなるというような、現にありうる事態²⁾に対して、介護保険をめぐる「社会化」という言葉は「誤用、乱用されてきた」、「この言葉の意味がこの半世紀で、原型をとどめないほどに大きく変わってしまった³⁾」と指摘している。しかし筆者は、「社会化」という言葉は簡単に一つの定義でおさまるものではなく、もともといくつかの可能性を含むものであり、主義・立場によっていかようにも使い回せるものだったのではないかと考えている。

本稿は、将来的に〈子育ての社会化〉のイデオロギー性を検討するための予備的な研究ノートとして、高齢者介護の「社会化」に関する議論を参照しつつ、日本における子育て・保育の「社会化」をめぐる動向を整理する。そしてその問題構造を明らかにすることによって、少子化対策とセットにして現在進められている保育・幼児教育制度改革を、教育と福祉をつらぬく視点から批判的に検討することを課題とする。

1. 介護の「社会化」

性別役割分業は「男は外で仕事、女は家庭で家事・育児」と説明されることが一般的で、家事、育児に介護が付け加えられるようになったのは近年のことである。藤崎宏子によれば、高齢者に対する「扶養」には包摂しきれない独自の概念として、「看護」とも違う「介護」という問題領域が語られ始めたのは1970年代から80年代にかけてのことであり、政策立案者が高齢者介護を「社会問題」として取り上げるようになったのは1980年代末のことだという。

藤崎は過去20年ほどの「社会問題としての高齢者介護」の歴史をふり返ると、「改めて、「介護の社会化」という標語の与えたインパクトの大きさに気づく」と記している。

それは、従来家族のなかに囲い込まれ、私的な問題として対処されてきた高齢者介護を社会の明るみに引き出し、本腰を入れてその社会的解決を図っていかうという政策立案者側の意思表示であった。と同時にそれは、介護保険制度の導入にあたり、世論の賛同を得るための重要な戦略でもあった。⁴⁾

1997年12月「介護保険法」制定にあたって発せられた通達「介護保険法の施行について」(厚生省発老一〇三)の冒頭では、介護保険制度が「国民の協同連帯の理念に基づき、社会全体で介護を必要とする者の介護を支える新たな仕組み」であることが宣言されている。このように「介護の社会化」を標榜してスタートした介護保険制度であったが、藤崎によれば実際には当初から「社会化」の理念に反するようなきまざまな問題を抱えていた上に、利用者の立場からみて「介護の社会化」が達成されたとはとても言えない状況のなか、2005年の一部法改正の際には「介護の社会化」の言葉が政策文書から影を潜め、高齢者の「自立支援」が新たな中心課題として位置づけられたのであった⁵⁾。

「介護の社会化」をめぐる政策論議と代表的な研究者(広井良典、藤崎宏子、市野川容孝、上野千鶴子)の議論について論点の整理と考察をおこなった藤崎は、「一般に、サービス供給量や利用者の増加をもって、社会化の進捗状況を測られることが多い」が、そもそも「介護の社会化」が何を意味するのかについて、共通理解がないとする。たとえば「介護」の中核に「(相互) 行為」としての介護がおかれること

は確かだとしても、実際の介護現場でも政策を考える場合でも、「介護」は介護行為のみでは成り立たないと指摘した上で、藤崎は「社会化」される要素として①労働、②費用、③管理・責任の三つを挙げる。しかし政策論議も研究者の議論も、その中心的関心に応じて「なに」を社会化しようとしているのかに違いが生じている。また「社会化」と「外部化」、「施設化」概念の異同もはっきりしていない。ただし、政策立案者が「介護の社会化」を既に達成された過去の目標とみなしているのに対して、研究者の議論は、「介護の社会化」はまだまだ今後の大きな課題だととらえながら、かつ「介護の社会化」の推進に一定の留保条件をつけている点は共通しているとまとめられている⁶⁾。

ここで子育ての「社会化」の問題と関連して筆者が注目したいのは、「介護の社会化」とともに「家族支援」の理念が強調されるようになったとき、「家族支援」政策は「子育てや高齢者介護にあえぐ家族の負担軽減をわずかばかり図りつつ、ケア役割に縛りつけるという、きわめて巧みな家族政策の特質をもつ」という藤崎の指摘である⁷⁾。つまり、

一九九〇年前後から強調され始めた「介護の社会化」は、まずはもっとも世論の賛同を得やすい「要介護高齢者を抱える家族の負担軽減」という理念を前面に押し出しつつ広く周知されていった。介護や子育てにおける「家族支援」が強調されたのも、また、介護や子育てなど私領域においても男女共同参画を積極的に推進すべきとの論調が高まったのも、ちょうどこの時期であった。⁸⁾

ということである。次節では、「介護の社会化」と歩調を合わせて進められた子育ての「社会化」政策について、まず政府刊行白書の記述から政策推進の理念を検討することにした。

2. 子育ては「負担」するものか？

「子育て世代の意識と生活」という副題をもつ平成17年版『国民生活白書』は、「子育ての社会化」という言葉を使って提言をおこなったことで知られている。「むすび：子育てをしたいと思える社会の構築に向けて」を見ると、論点と課題が次の5項目にまとめられている。①「結婚・出産の意欲は衰えていない」、②「子どもを持つ余裕のない若年世帯が増加し

つつある」、③「子育てに対する負担感が出生率の低下に結びついている」、④「子育て世代には総合的な支援が必要」、⑤「「子育ての社会化」が期待される」、である⁹⁾。

この白書では、第1章で子育て世代の結婚や家族に対する意識や価値観の変化を、経済的・心理的な利点と負担感という視点から探り、第2章は子育て世代の収入や所得格差に、第3章は子育てにおける費用や時間に焦点を当てて分析している。そして出生率の低下が子育てに対する経済的・心理的負担感によるものであることが強調される内容となっている。そこで子育ての「社会化」が持ち出されるわけだが、その理由は「むすび」において次のように説明されている。

もとより結婚・出産は個人の選択によりなされるものであることは言うまでもない。しかし、人口が減少することにより、経済社会システムが不安定となったり持続的成長が期待できないのであれば、社会全体、ひいては個人の生活にとっても豊かで安心できる状況が維持できなくなってしまう。そうした観点から、出生率の回復は現在子育てと直接関係のない人々の生活にとっても重要であり、子育て世代に対し社会全体として支援していくことが必要である。¹⁰⁾ (下線——引用者)

その支援とは、第一に「所得格差を固定させないこと」である。第二には「子育てを支援する多様なサービスが十分かつ安価に供給されることが必要」であり、それは「子育て支援サービス市場の整備により価格が引き下げられていくことが期待される」。第三に「子育てにおける心理的な孤立や負担感を軽減していくことが必要」であり、「必要な場合にいつでも周囲から支援が得られる体制の整備が重要である」¹¹⁾。

そして最後に、「「子育ての社会化」が期待される」のである。

親世代だけでなく、同世代の友人、あるいは会社の同僚、近隣に住む人々など、社会全体で何らかの子育てに参加する、あるいはそれができる仕組みを構築していくことが望まれる。子育てが家族の責任だけで行われるのではなく、社会全体によって取り組む、「子育ての社会化」が重要である。(下線——引用者)

付け加えて、世代間の経済的移転の視点からも、政

府に対して「現在の子育て世代は負担超過となっていることから、税や社会保障の負担と給付のバランスを是正していくことが必要」とも提言されている¹²⁾。だが「社会全体で子育てに参加」、「子育ての社会化」とは具体的にどうすることなのか、この白書から読み取ることは難しい。「同世代の友人、あるいは会社の同僚、近隣に住む人々など」が「何らかの子育てに参加する」というのでは、あまりに曖昧であろう。

平成19年版『国民生活白書』になると、もう少し表現が洗練されてくる。

子育ては一義的には家族を中心に行われるものであるが、家族だけが担うべきものではない。子どもを家族が育み、その家族を地域社会が支え、さらに企業、地方公共団体および国などの連携の下、社会全体で支えていくことが必要であろう。¹³⁾

という文章が、第1章「家族のつながり」の第2節第3項「子育て負担の偏り」のなかにある。この項の最後につけられたコラムが「介護は外部化が進展」という表題になっているのも気になるが、「子育て支援サービス市場の整備」の問題点については後で改めて取り上げることにし、ここでは「子育て負担」という言葉に着目したい。

この言葉は、平成18年版『国民生活白書』でも、「妻に育児負担が集中している」、「共働き世帯において育児負担をするのは妻」、「妻に育児負担が、夫に労働負担が集中」¹⁴⁾という形で本文中に出てくる。平成19年版になると先述したように項の見出しにも使われ、「母親に子育て負担は集中している」、「子育て負担は母親に偏っている」と強調されて、「育児負担が女性に偏る場合、特に第二子以降の出産に影響する可能性がある」というまとめもなされている(根拠となる調査結果の図の見出しでは、「夫が家事・育児を分担すると妻の子どもを持つ意欲は高まる」となっている)¹⁵⁾。筆者は「子育て負担」、「育児負担」という用法に違和感を覚えるのだが、どうだろうか。

「負担が重い」とか「負担に感じる」という表現なら理解できるが、「子育て負担」という言葉は「子育て＝負担」という前提に立っている。もちろん『国民生活白書』のなかで、子育て世代が子育てに負担感をもつ、あるいは、現代の子育ては精神的・身体的・経済的負担が重いものであることを明記している点は理解できるし、評価もしたい。だが負担とい

う言葉は「役割分担」とも異なって、一般に、「引き受けたり割り当てられた義務や責任が重過ぎる、重荷である」というニュアンスで使われるものと筆者は思う。実際に子育てをしている親たちが子育てを負担に感じる場面はあるかもしれないが、誰かのために、あるいは国のために、子育てを「負担」しているという意識はもたないのではないだろうか。このことは、お役所言葉だとか、執筆担当者の言語感覚の問題として片づけてしまってよい問題だとは筆者には思えない。

平成17年版『国民生活白書』にも、気になる表現がある。「子育てを行うということは、費用とともに時間も要するという点で時間消費型活動と似た面がある」と書かれているのだ。さらに、

子育てが様々な時間消費型活動や就労と比較しても選択する価値があると広く認識されることが重要である。誰もが子育ての楽しさを実感できるとともに、多額の費用や長い時間など様々なコストを負担するだけの意義があるということ、若年世代に対して社会全体が伝えていくことが望まれる。

そして、「子育て世代の負担を緩和するためにも、社会全体で子育てを積極的に支援していくことが必要」なのだという論法である¹⁹⁾。

少子化問題の特集して脚光を浴びた平成10年版『厚生白書』は、「子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会を」と呼びかけたが、上記のような認識のもとで、果たして子どもを産み育てることに「夢」を持てるものだろうか。もっともこの『厚生白書』においても「子育て負担」という表現が使われており、「特に女性にとっては、母親に子育て負担が集中し、増大している状況と相まって、結婚や家庭生活は、夢を託せないものとなっているのではないだろうか」¹⁷⁾と分析されている。

ここで参考になるのは、社会学者の赤川学が提示している、現在の少子化対策が出生率回復にとって逆効果になっているのではないかという仮説である。その心理的な逆効果の一つとして、「国家や企業による支援が、結婚や出産や育児の意味づけを変えてしまう可能性」が挙げられている。

結婚や出産や育児は、もともと当事者が好きこのんで行う自発的な行為だったはずなのに、国家や企業が支援の対象とすることで、国家や企業が支援してくれなければやっていけないほ

どたいへんな作業なのかと思わせ、結婚や出産に与える意味づけをネガティブなものに変えてしまう可能性がある。本来、楽しかったはずの結婚や子育てが、他人から公的に支援されることで、苦役・重労働へと意味づけが変わってしまいかねないのである。¹⁸⁾

赤川の発言は極端な面もあるし、「自発的な行為だった」という表現には時代の限定が必要だが、一定程度の説得性はあるように思われる。赤川は少子化や人口減少を、男女共同参画社会の実現という制度設計の問題とは独立に考えることを主張し、男女共同参画と少子化対策の「不幸な結婚」¹⁹⁾について論じている（赤川は「男女共同参画は出生率回復につながる」という言説を実証的に否定し、理念的にも批判しているが、男女共同参画社会実現の必要を否定しているわけではない）。その議論を参照すると、「子育て支援」も少子化対策と「不幸な結婚」をしてしまったのかもしれない。第3節では赤川の議論に乗りながら、「子育て支援」政策の問題性を検討することにしよう²⁰⁾。

3. 「子育て支援」政策の意図と背景

「なぜ一〇年以上にも及ぶ男女共同参画的な少子化対策がまったく効果を上げていないのか、説明責任を果たしてほしい」と叫ぶ赤川学の本意は、「さまざまな政策や制度設計のよしあしを、少子化対策(出生率回復策)としての効果・効率の面から評価するのをやめよう」という主張である²¹⁾。

汐見稔幸もまた、少子化対策として1990年代に入ってから従来の保育所抑制策が転換され、「エンゼルプラン」や「緊急保育対策等5か年事業」をはじめとする政策が次々と展開されたにも関わらず、出生率が低下し続けていることに対し、2000年の時点で疑問を呈している。

これは、少子化対策としてやってきたことが、効果を上げ得ていないこと、つまり、対策の「中核となるのは固定的な男女の役割分業意識や雇用慣行の是正と、育児と仕事の両立に向けた子育て支援である」とした国の少子化対策の基本方向がうまくポイントをおさえていないことをあらわしていないだろうか。少子化の要因として、先のような不備や遅れがあることは理解できる。けれどもこれは決して本質的な原因把握

ではないのではないかと、ということである。²²⁾
(傍点は原文ママ)

汐見はカナダの子育て・家庭支援の具体例を紹介し、社会的支援が「親の育児への「側面支援」である」という原則をキープする限り、社会の育児能力の充実が個々の親の育児能力の発達にリンクしていくのであり、こうした「支えあい」こそが大切であると主張する。保育所の開所時間の延長と乳児保育の拡充が基本となっている子育て支援策は、子どもの育ちを配慮しておらず、「女性の(夜間)労働力を確保するための施策にしかになっていない。つまるところ労働力対策なのである」。そのため、少子化対策と銘打っていないながら、少子化に歯止めがかからないというのだ²³⁾。汐見は最終的に、少子化は近代の文明化の必然的産物ではないかと結論している²⁴⁾。これは少子化対策としておこなわれている日本の「子育て支援」政策の目的・効果と、支援の実態・方法の双方を批判したものを受けとめられる。

確かに、男女共同参画も子育て支援も、国がそれまでの行政方針を急転換させて政策課題として力を入れて取り組むようになったのは、1990年の所謂「1.57ショック」を契機にした少子化問題との関わりからだった。そして、少子化対策として男女共同参画や子育て支援が取り組まれたことの功罪を、今、真剣に問わなければならない事態に至っているといえよう。「出生率回復の効果が上がらないのはこれまでの男女共同参画政策が不十分だからであり、もっと充実した政策を行えば、出生率が回復する」と主張する前に、赤川が指摘するように、男女共同参画は「男女の生(ライフスタイル)の多様性を肯定するといながら」、「男も、女も、仕事も、家事・育児も」という一対の男女の「両立ライフ」のみを特権視している²⁵⁾という側面や、

男女共同参画には、予想される労働力減少を、これまで家庭にいた女性の労働市場参加を促すことで対応しようとする政策的要請がある。この点からみれば、保育サービスなどの子育て支援や、仕事と子育ての両立支援は、主として女性に、子育てしながら労働市場に参画していただけ代償(補償)という性格がある。²⁶⁾

ということをよく認識する必要がある。

そもそも赤川が述べているように、少子化対策という言葉には、「子どもの数を増やすという意味での出生率回復策」と、「少子化傾向を前提としながらそ

れに対応する少子化対策」という二つの方向性があるはずである²⁷⁾。子ども数を増やす有効な政策的介入は導出し得ないと結論した赤川は、少子化メリット論とデメリット論を比較した上で後者の立場をとり、少子化のデメリット(経済成長の鈍化、年金・医療保険・介護保険制度の不安定化)を認めた上で制度設計することこそ重要なのだと結論している²⁸⁾。

しかし一方で、いくら赤川に「理念の「闇鍋」²⁹⁾と評されようと、平成10年版『厚生白書』が「母性」の過剰な強調が、母親に子育てにおける過剰な責任を負わせた」、「育児不安や育児ノイローゼは、専業主婦に多く見られる」、「三歳児神話には、少なくとも合理的な根拠は認められない」、「仕事と家事・育児の両立を志向する女性にとって、家庭生活は、時間的にも心理的にも肉体的にも極めて負担の重いものとなった」、「就業形態や世帯構造にも配慮した多様な子育て支援策の必要性が示唆される」³⁰⁾と公言したことに、快哉を叫び期待をふくらませたのは、「家事・育児の社会化」を求めて長年闘い続けてきた女性たちばかりではなかっただろう。だがその白書に同時に、

地方自治体の個別の判断により、効率性が高いとはいえない公営保育所により多額の公費が使われていることが多い。また、同じ共働きの家庭であっても、利用する保育サービスによって公的助成が異なっている。

利用者の保育需要が多様化する中で、地域による子育て支援の一層の展開を図るためには、効率性、公平性の観点も踏まえ、保育サービスに対する公的助成がどのようにあるべきかについて、検討する必要がある。³¹⁾

とも書かれていたことに注意しなければならない。

加藤繁美は1990年代に入る頃から開始された保育・幼児教育制度改革の背景として、市場経済のポグレス化、グローバル化が進むなか、日本も工業化社会からポスト工業化社会への転換を迫られ、「労働力の女性化」を支える「利用しやすい保育所」を確立することが必須の課題となったことを説明した上で、次のように述べている。

しかしながらそうはいうものの保育制度の改革は、やろうと思えば他の改革に比して比較的容易な側面をもっていただけのも事実である。なぜなら日本の保育制度は1970年代から80年代に

かけて、国民の保育要求に押される形で、量においても質においても世界に例を見ないほど発展を遂げていたのである。乳児保育、長時間保育、障害児保育、地域子育て支援と、国が政策化する前から、限られた条件の中で保育の内実を作り出す努力を、既に日本の保育者たちはやっていたのである。したがって国としては、そうした経験を前提に改革を進めればよかつたのであるから、改革そのものは比較的容易だったはずなのである。

実際それは、「同じ時期に進められた老人介護制度の確立が、その財源となる老人介護保険制度から、実際に介護サービスを提供するための施設・スタッフといったハード・ソフトの両面について、新たに創出しなければならなかつたのは雲泥の差であった」ところが国は、「それまで作り上げてきた保育制度を充実・発展させていく方向で政策をデザインしようとはしなかつた」のである³²⁾。その原因は、「児童福祉法」が保育所設置に関わる最低基準を厳格に定め、保育所運営費の国家負担割合まで規定していたことにある。そこに国と自治体の財政支出を抑えながらかつ保育制度改革を成し遂げる道として、市場原理・競争原理の論理が選ばれたのである。加藤の言葉によれば、「これまで公的保育の発達していなかつたアメリカが、市場原理の導入で新しい時代の社会基盤を準備する選択をした道から、公的保育を拡充してきた日本が学ぶという不思議な構図で描かれた改革のシナリオ」³³⁾だった。

4. 経済問題としての保育制度改革

その後公立保育所の廃止・民営化は、概ね2000年以降に世の中の目に見える形で動き出した。対象となった保育所に子どもを通わせている保護者を中心に、廃止計画・民営化計画の見直しを求める運動が各地で起こり、裁判に持ち込まれる事例も出ている。2007年版『保育白書』によれば、民営化・民間委託で廃止される公立保育所の数は年間250か所を超え、この傾向は当分続くと推定されている³⁴⁾。民営化・民間委託による保育内容の継続性、保育の質の確保、保育士と子ども・保護者の間の信頼関係等々の課題に加えて、今大きな問題となっているのが保育者の雇用の不安定化・低賃金化である。

放送大学のテキストをもとに最新の情報・データ

を追加し、最近岩波書店から出版された『ジェンダーの社会学 入門』は、大学生向けのテキストとして編まれたものと推測される。この本では第9章「ゆらぐ日本型雇用」の「ニュー・エコノミーの進展」の項のなかで、ニュー・エコノミーの特徴の一つとして、「労働者の二極化」を挙げている。そこには次のような説明がある。「オートメーション化やIT化が進む。すると、機械やコンピュータではできない仕事への需要が高まる。その一つは、知的で創造的であるがゆえに機械ができない」、「市場において有利で、高収入」な仕事である。その一方で、「あまりにも単純なゆえに、機械やコンピュータではできない定型的労働が大量に発生する」。

これらの仕事は、マニュアルどおりに行うことが要請され、短時間で習熟し、長期的技能の蓄積が必要ない。生産性が低く、その仕事に従事していても生産性の伸びが期待できない仕事である。こうした仕事は昔からあったが、それが飛躍的にあらゆる領域に拡大する。これらの仕事を担う人を「単純定型労働者」と呼んでおく。現在その需要が増えている介護や保育などの対人サービス業従事者の相当の部分もこれに含まれる。³⁵⁾ (下線——引用者)

この記述は、執筆者の江原由美子と山田昌弘の介護職・保育職に対する認識を示したのではなく、あくまで現在の日本で介護職・保育職が置かれている一般状況を記したに過ぎないと考えたいが、いずれにしても「単純定型労働者」という言葉には、介護職・保育職の専門性がいかに世の中で理解されていないかを痛感させられる。続く説明では、

企業（公務員でも同じ）は、コスト削減を図る為に、単純定型労働者のコストを下げようとする。そして、1980年代から労働の規制緩和や経済の自由化を伴う経済改革が多くの先進国で行われ、その結果、単純定型労働者の賃金は低下し、雇用は不安定になる。³⁶⁾

とあるが、まさにここで教科書的に書かれた通りの現実がある。

保育運営経費の削減を目的とする公立保育所の民営化・民間委託と、営利を目的とする民間企業の保育事業への競争的参入によって、公立・民間を問わず人件費削減のために正規雇用の保育士の構成比率が激減し、雇用期間が1年未満や短時間勤務の非正規雇用の保育士の比率が高まっている。しかも『保

育白書』は、民間企業が運営する保育所ではほぼ全員が非正規雇用であり、

「非正規雇用の仕事は一時的、補助的業務」という概念は、すでに保育所現場ではあてはまらず、非正規雇用の保育士が担任をもって保育計画や保育記録を作成し、保護者との対応を行うなど、基幹的労働を担っている。

と指摘している。そして労働条件は1年を超えて働き続けられるかどうかかわからず、最低賃金すれすれか、それを下回ることもあるという³⁷⁾。あまりに労働条件、保育条件が悪いために、短期間で保育士の辞職が相次ぐ保育所が現実にある。そしてコアになる時間帯の通常保育についても常勤保育士の配置基準を緩和し、さらに短時間保育士の比率を高め、非正規雇用化を促進してきたのが、他にもない厚生労働省なのである。その結果、「国や自治体が税金を使って、福祉職場でワーキングプアを生み出すという異常な事態が作り出されている」³⁸⁾ことを、重く受けとめなければならない。

子育て支援が叫ばれるなかで保育所設置認可や保育所運営国規準の規制緩和政策が進行し、保育関係者の危惧とは裏腹に、村山祐一が述べるように、「何か子どもを取り巻く保育環境の改善がすすむかのような雰囲気がつくられている」。しかし「保育園の乳児保育や延長保育、幼稚園の預かり保育などの量的な広がりにはみられるが、それに伴う人的・物的環境の改善や保育の質的拡充はみられない」³⁹⁾というのが実状なのだ。

加藤繁美がロンドン大学のピーター・モス (Peter Moss) の論考を引いて主張しているように、保育の現場に市場原理を持ち込んだ規制緩和論者には、「消費者と利用者を同義語として使う市場の論理は、はたして子どもに対するサービスの適当なモデルになるのだろうか」と問うような視点は存在しない。結局のところ、1990年代以降急速に進められた保育・幼児教育制度改革は、経済問題に過ぎなかったのである。つまり、「子どもの発達保障のために保育施設はどう機能することが求められているか」という発達保障の立場からでも、私たちは未来を生きる子どもたちに「どんな力を保育施設で保障しようとしているのか」という教育問題としてでもなく、あくまでも経済問題として、あるいは労働力政策の一環として展開されたものだったのである⁴⁰⁾。

加藤はさらに、「市場原理」に抵抗を感じない親

の世代が、画一的なサービスをイメージさせる「公的保育」よりも、「幼稚園・保育所選択権」を基礎にした「保育サービス」のほうに、むしろ親近感を感じてしまう現実が生み出されてきた」こと、そしてその結果、「[保育の公共性]を主張する立場から発言するのは保育者のみとなり、知らない内に[行政+親] VS [保育者] という対立の構図が形成されてしまった」という問題の深刻さを指摘している⁴¹⁾。

そこで次節では、戦後の保育所づくり運動における保育の「社会化」、婦人解放運動における育児の「社会化」がどのような立場から発せられたものであったのか、そしてさらに歴史を遡ったときの「社会化」という概念の中身について、再確認する作業をおこなうことにしたい。

5. 「社会化」の意味するもの

(1) 保育の「社会化」

保育の質が担保されない形での量的拡大と多様な保育サービスの提供は、職場で働きながら子育てもしたいと願う親たちが「ポストの数ほど保育所を」というスローガンを掲げて進めた保育所づくり運動の理念とは、かけ離れていると言わざるを得ない。

たとえば「働く母の会」は、戦後の時代の息吹のなかで、「二人で創造する新しい家庭」という理想に胸をふくらませた都市の共働き家庭の妻が、乳児を預かる保育所がほぼ皆無の状況のもとでは働き続けたいと願っても出産を契機に職場を去るしか手だてが無く、「どうしても仕事を捨てたくないと思う者は母になることをあきらめる、という非人間的な状況が、ごくあたりまえのこととして続いてゆくなかで、しだいに、それをあたりまえと受け入れられなくなった」(傍点は原文ママ)、そのエネルギーが結集して1954年に誕生した。会員たちの共同保育所づくりは、「働いている間、安心して子どもを預けられる「ほんとうのいい保育所」が欲しい、それを自分たちの手で作りだしてゆこう」という願いから始まったが、

始めた時にはまだだれの頭のなかにも「ほんとうのいい保育所」とはどんなものか、その鮮明なイメージはつかめていなかった。それまでわずかにあった保育所は、救貧のための託児施設の色あいが濃く、子どもの身心の健やかな成長をめざす保育の内容までは手が回りかねていたというのが実状であったから母親たちは、自

分たちの働いている間、子どもの家庭に代わる、新しい共同保育所の、保育の質をできるだけ高いものにしたいと願った。そして、手さぐりで保育所づくりを進めてゆくなかで、「ほんとうのいい保育所」とは、子どもを同じように可愛いと思う両親と保育者が信じあい、同じ働く仲間として尊敬し助けあうことによっではじめてできるのだということがわかっていった。⁴²⁾

のである。よく知られているように、この「働く母の会」による手づくりの乳幼児集団保育の実践は全国各地に共同保育所づくりの運動を巻き起こした。そしてさまざまな困難を乗り越えて、学童保育所や公立保育所づくり運動にも発展し、多くの保育所において保育の質を高める実践と、乳児保育に対する行政の理解も引き出した。

共同保育所における「共同」は、たとえば池内共同保育所の記録にみられるように、「決して利用者による保育の共同化のみが行われたというものではなく、「働く母親とその子どもたちを守ろうとする実により幅広い人たちの強力な協力体制こそが、この保育所を支えてきた」のであった(傍点は原文ママ)⁴³⁾。このような運動とその成果が、保育運動は「子どもの権利と共同保育、公的保育の意義、必要性について国民や地域社会のなかでの理解と合意形成を促進し、保育を国民共同、地域社会共同の仕事にまで高めていこうとする運動である」⁴⁴⁾との認識を形成していったと考えられる。

しかし1970年代後半から80年代にかけて、女性の「自立」と「子育ての共同化・社会化」要求が拡大・深化する一方で、直接的には自治体の財政危機を契機に、保育運動は壁にぶつかっていく。臨調路線のもとで保育予算の切り詰め、公立保育所定員削減がおこなわれ、児童福祉関係の審議会は保育施設の「多様化」を打ち出す。そして80年代初めにベビーホテル問題が起きるわけだが、そのとき保育関係者は既に、ベビーホテルも「社会化」の一形態であることを認識して危惧を表明している。たとえば穴戸健夫は、「今日の臨調路線は子育ての社会化の要求を歪めて、それを商業化しようとしている」と断言する⁴⁵⁾。「多様化」をどうとらえるかというときに、「社会化がベビーホテルのように商業化するという面」、「いわば児童福祉法から逸脱したような形で、むしろそれを奨励するような形で、保育施設が生まれてくることには私はちょっと危険を感じず」と発言してい

るのだ⁴⁶⁾。

また成瀬龍夫も、「ただ家庭内での仕事が家庭外の施設やサービスに肩代わりされるということだけならば、今日のベビー・ホテルも保育の「社会化」の一形態ということになってしま」うとして、

われわれのいわんとする保育の「社会化」というのは、子どもの権利にたいする社会認識と子どもの発達を保障する労働の歴史的な発展をふまえた「社会化」であり、その本質は、一口でいえば「権利に媒介された社会化」ともいえます。⁴⁷⁾

と主張している。「社会化」をスローガンにしていた保育運動が、80年代に既に「社会化」が「商業化」に転ずる可能性を察知し、警告を発していたことは、現在の保育の「多様化」政策に対して多くの示唆を与える。

(2) 婦人解放運動における育児の「社会化」

一方、「婦人労働」や「婦人解放」をめぐる運動では、1960年代までの議論の中心はもっぱら女性の経済的自立にあり、家事・育児の問題が出てくるのは1970年代に入ろうとする頃からである⁴⁸⁾。たとえば70年代の雑誌記事のなかに、次のような主張が見られる。

今日、個別家族のなかで家事・育児の役割をになわされているのが婦人であり、そのことを基礎にして労働権そのものをそこなわれているしくみがある以上、家事・育児の社会化要求が婦人労働者および婦人全体の解放をめざす運動の中心的要求のひとつにすえられるのは当然のことといえよう。

つまり「婦人解放の道すじには、家事・育児の広範な社会化を基礎にした婦人の社会的産業への復帰という展望があ」ったのである。もっとも、「育児の社会化要求は婦人だけの要求ではなく、男女共通の要求であること。しかし、この要求への対応のしかたは、現実には男女で差があり、その限りでは婦人運動のなかで独自性をもつという内容の了解」もあった⁴⁹⁾。そして「保育所設置や内容の充実、ゼロ歳児、長時間保育、学童保育などをはじめとした保育にかんする要求は、婦人の労働権を保障する要求であるばかりでなく、子どもにとっても生きる権利の保障を要求し、子どもの全面発達を保障するものとして、婦人労働者の独自要求からいまや全労働者の要求と

行動に発展して」⁵⁰おり、さらに前進させる必要があるものだった。

伊藤セツは、「婦人労働者の家事・育児にたいする要求は資本による婦人労働の搾取と貧困化の進展にたいして、生存権と労働権を守る要求とすることができる」とするが、経済的基礎に根ざす側面だけでなく「婦人の文化的・人間的要求」という側面にも着目している。伊藤は第19回日本母親大会(1973年)における申しあわせ事項のうち、家庭内労働に関するものを抜き出して一覧にし、「保育所要求が前面に出ており、しかもそれは単に婦人労働者から出されているのみならず障害児の親からも、自営業・内職パートの婦人からも家庭婦人からも出されている」こと、「婦人労働者から出されている保育所要求はきわめて具体的できめ細かいという特徴があり」、さらに「育児にかんしても保育所要求だけでなく、生活時間確保・休暇要求を出していること」などを指摘している⁵¹。すなわち「育児の社会化」は、雇用労働者の女性だけの要求であったのではないし、また雇用労働者の女性にとって「育児の社会化」=保育所要求に解消されるものではなかった。産前産後休暇、育児時間の延長と有給化、つわり・通院休暇、子ども家族看護休暇、授業参観休暇などの休暇要求にもあらわれているように、子ども及び労働者としての親の生命と生活の保障を求める要求、さらには親としての人間的要求が提出されていたと理解することができる。

さらに伊藤は、エンゲルスの著作(「家族・私有財産および国家の起源」)を引いて「近代の大工業は、婦人労働者を大きな規模で許容するばかりか、それを本式に要求しており、また私的な家事労働もしいに公的な産業に解消することにつとめ」ているとした上で、「われわれは家事・育児の「社会化」という言葉を使うがこの場合の「社会化」とは何をさしているのか」と問うている。伊藤は「私的な家事労働の公的な産業への解消」を分類して一覧表にしている。まず家庭内労働を「A家事労働」、「Bサービス」、「C家政管理」の三つに分類し、「社会的分業の一環としての労働との代替」を、「私企業による代替(消費費用として/商品として)」、「公共的(互助的)代替」の二通りに分けて、代替の形態を示している。「Bサービス」は育児、教育、看護で構成され、これらは「私企業による代替」はなく、「公共的(互助的)代替」として、育児には「保育所・乳児費〔乳児院の

誤植か——引用者)・保育ママ制度」、教育には「学校・学童保育・児童会館」、看護には「病院・リハビリ施設・老人ホーム・ホームヘルパー」があてられている⁵²。

よく知られている所謂「母性保護論争」において、1918年に山川菊栄が用いた「育児の社会化」という言葉の意味するところもそうだが⁵³、当然ながら、育児が私企業に代替されるという発想はここにはない。前出の市野川が指摘しているように、かつて「社会化」という言葉は社会主義の陣營で、例えば「生産手段の社会化(=国有化)」という形で用いられたのであり、それは、「純粋な市場原理の限界や弊害を批判的に見ずえることでもあった」⁵⁴ことを忘れてはならない。そして伊藤の整理からすれば、育児、教育、看護という領域こそ最も市場原理と相容れないものだとということになる。

(3) 医療の「社会化」

市野川はまた、「医療の社会化」という言葉があったことにも言及している。

日本では一九六一年に医療における国民皆保険が曲がりなりにも確立されたが、「医療の社会化」という言葉は、皆保険の確立を強く促した旧厚生省・医療保障委員会の最終答申(一九五九年)で用いられ、そこでは「国民のすべてに対し治療給付及び予防給付を受け得る機会が均等に与えられるような国家ないし社会の責任において給付の提供方法について措置を講じていくこと」と定義された⁵⁵

しかし戦後のこの時期の「医療の社会化」を参照するならば、川上武が1969年に『医療社会化の道標 25人の証言』を編んだ意味をも問い返すべきであろう。

川上は、

医療の矛盾を解決し、将来への見通しをたてるさいに、何となく方向をきめる基準として“社会化”の概念が提唱されることが多くなってきました。しかし、“社会化”という概念くらいいい加減なものはありません。言葉は同じでもその内容はまったく正反対といってもよいくらいです。“社会化”が“官僚化”の代替概念として意識的にすりかえられて使われているといってもよいくらいです。

と現状を批判し、だからこそ「日本医療史上ではじめて“医療の社会化”を目標として活動した人たち

の初心にたちかえることが重要」なのであり、「日本医療史上ではじめて“社会”に関心をもち、人民の立場にたつて大正末期から昭和初年を生きた医師の青春の記録」⁵⁶⁾をまとめたのである。

さらに川上は、次のようにも記している。

かつて天皇体制のもとでは“社会”という言葉は反体制的内容をもち、極端な場合には“アカ＝共産主義”につながるものとして受けとめられていたことがありました。しかしこの風潮も体制側で意識して使用しはじめるようになって事態は複雑になってきました。社会政策、社会事業が政治的日程にのぼり内務省に社会局が新設されるといった動きはそれを代表するものでしょう。医療の分野でも“医療の社会化”が体制側と人民側の双方で問題にしなくてはならない時期がきました。⁵⁷⁾

ここで「医療の社会化」の思想と実践の歴史について考察を深める余裕はないが、「社会事業」が戦争の進行にあわせて、「人的資源」増強を中心課題とする「厚生事業」に転化していった歴史をふり返るとき、現場の第一線で汗を流した人間の意図とは別に、国家が「社会化」を持ち出したときには危うさが伴うものだという事を認識せざるを得ない。

最後にこの点を現代における子育ての「社会化」の問題に重ねあわせ、“教育と福祉をつらぬく”視点から考察して、本稿を終えることにしたい。

おわりに——教育の視点・福祉の視点

東野充成は2003年に施行された「少子化社会対策基本法」と「次世代育成支援対策推進法」の立法過程を詳細に分析しているが、国会審議において当初は子どもの教育環境悪化の問題として捉えられていた少子化問題が、経済問題・財政問題へと変質していったことを指摘し、「社会資源としての子ども」という子ども観がクローズアップされることによってはじめて、少子化は重大な社会問題となりえたのかもしれない」と述べる⁵⁸⁾。しかも、法案を正式に国会に上程する段階になると、「国力の維持」、「社会資源としての子ども」という子ども観は一切出てこなくなり、「育児をする喜び」や「子どもの健やかな成長」のために少子化を阻止しなければならないと問題が転回され、「ここに、経済、財政、社会保障の問題であった少子化が、再び教育や家族の問題へ

と巡回した」ことを鋭く指摘している⁵⁹⁾。このことは、第1節の最後で取り上げた藤崎宏子の、「子育てや高齢者介護にあえぐ家族の負担軽減をわずかばかり回りつつ、ケア役割に縛りつけるという、きわめて巧妙な家族政策の特質をもつ」という指摘と重ねて理解することができよう。

東野はさらに、1990年以降「子育て支援政策は福祉政策における最重要課題であり続け」、「児童福祉＝子育て支援という体制」が出来上がる一方で、「これまで児童福祉が実質的な対象としてきた、生活も儘ならない子どもたちへの対応が、表沙汰にならなくな」り、縮小されつつあることをも指摘している⁶⁰⁾。

筆者はこれに関連して、また戦時下の状況を思い起こす。吉田久一が次のように記しているのだ。

太平洋戦争期にしばしば「児童保護」は、「児童愛護」「児童福祉」あるいは「児童愛育」と区別され、第二列的存在とみなされた。それは戦時の人的資源の保護育成という国策となじまない用語であり、貧困児やハンディキャップを背負う戦力に寄与しない児童を対象にすると考えられたからである。⁶¹⁾

吉田は「太平洋戦争期におけるこのような「児童保護」から「児童愛護」の理念転換の歴史をネグルことは、戦後「児童福祉」の正しい理解をさまたげるであろう」とし、

太平洋戦争期の「児童愛護」は、ヒューマニズムを基調とし、私設社会事業に支えられていた「児童保護」に対し、著しく全体主義的な政策的・制度的対象であったことも事実であった。また「児童愛護」の性格は〔中略〕、児童は家族制度の基礎を確保するものであると同時に、「国」の基礎を鞏固にする重要な「家の宝」であり、「国の宝」であるというパターナリズムは、まさに「日本型」ファシズムの発想といえるであろう。そこには人的資源として政策・制度的対象と捉えながら同時に、前近代的な精神「主義」が濃厚にただよっていることが特徴であった。

と、批判している⁶²⁾。

そしてこの指摘が今度は、昨今の「家庭教育」や「道徳教育」をめぐる政策論議を想起させる。汐見稔幸は、近年、「子どもとの関係がうまくつくれなくなっている親が急増している」こと、「幼い頃からの育児環境、育児関係の不十分さという問題」がある

ことを認めた上で、次のように指摘している。こうした状況が必然的に、「育児に対する社会的関心」、すなわち、子どもたちの「問題行動」を何とか早期に克服しなければならないという関心を拡大させるが、その場合、問題を抱えている家庭に責任をどの程度課すのかという発想の違いによって、対応策に微妙な違いが生じ、政策の違いとなるというのだ。それは端的にいえば、①「今日の家庭すべてに十全の育児を期待することはそもそも無理である、必要なほうまく育てきれないでいる家庭に対して社会の方が支援することだ、という発想（社会的支援型発想）」と、②「家庭は子どもを産んだ責任を背負っているのだから、うまく育てきれないということは本来許されない、家庭の教育力を高めるために親にきちんとした育児のための勉強をするなり、条件を整えるなりの努力を要求すべきである、という発想（家庭の教育力強化型発想）」である。実際の政策過程では、「いずれに重点を置くかによって、現実的な帰結はかなり異なってくる」⁶³⁾。

汐見は後者の発想に立つのが、子どもたちの「問題行動」の原因をあくまでも社会や家庭の教育力衰退という視点から考える、文部行政だとする。それに対して1990年代に入って児童福祉行政の内容や姿勢を変えた厚生省（厚労省）の基本理念が、前者である。しかし「働く親の育児を支援すること、専業主婦の育児不安や育児疲労を緩和することなど」育児への社会支援型政策が展開されたものの、それは環境の変化によって生じた育児困難、親や子どもの実態を第一原理として構想されたものではなく、あくまで少子化という社会現象への対策として構想されたものだったこと⁶⁴⁾は、汐見の指摘を待つまでもなく、本稿で縷々述べてきた通りである。

また汐見はその後別のところで、困難を抱えている人への関わり方には、「その人の内面に働きかけてその人の変容をはかること」＝「教育」と、「その人がよりよく生きるための、主として外的条件を整えてその人自身の努力を支えること」＝「福祉」の二種類があると定義している。そして、「困難を抱えている人に対しては、後者の働きかけを十全に行って、その人自身が自己変容を遂げる精神的ゆとりを獲得した上でなければ、前者の効果は期待するようには上がらない」と述べる。したがって「子育て支援は福祉的視点を豊かに持つことによって、教育的支援である家庭教育の重視ということにつながってい

く」、「そうした形で両者は統一されなければならないのである」⁶⁵⁾という提言に、筆者は深く共感する。と同時に、教育と福祉が分断されることなく、その両方の視点と施策をもつことの重要性は、本稿の冒頭で記したように、20世紀初頭に子育てが「社会問題」化したときから提起されていたことの意義に思いをめぐらす。ただし「社会問題」の解決策となる「社会化」が、どのような理念に基づいたものなのかを常に問うていく姿勢もまた重要であることを、歴史が示している。

本稿では子育ての「社会化」が語られ、運動のスローガンとなり、政策文書に載せられるときの視点、意図、意味する内容がバラバラなのにもかかわらず、「社会化」という何となく響きのよい言葉が使われたために、「子育て支援」の内実が吟味されないまま政策化されている現状を、歴史的動向も参照しながら浮かび上がらせてきた。だが問題を緻密に構造化し、現状を打開する視野を拓くところまでは行き着くことができなかった。

「子どもの幸福のために大人がどう責任をとるかというベクトルの議論ではなく、大人の都合で子どもにどこまで我慢させることができるかというベクトルで議論を進め」⁶⁶⁾のような経済的論理からではない、新しい形の子育て・保育の「社会化」（あるいはそれは「公共性」と表現するべきものなのかもしれない⁶⁷⁾の構築が、急がれている。今後の課題として追究していくことにしたい。

註

- 1) 以下の拙稿を参照。「1910—1920年代の児童保護事業における母親教育——岡山県鳥取上村小児保護協会の事例から」『日本の教育史学』第42集、1999年。「恩賜財団愛育会設立の経緯をめぐって」東京大学大学院教育学研究科教育学研究室『研究室紀要』第28号、2002年。「恩賜財団愛育会による愛育村事業の創設と展開——1930年代の農山漁村における妊産婦・乳幼児保護運動」同上第32号、2006年。「農村における産育の問題化——一九三〇年代の愛育事業と習俗の攻防」川越修・友部謙一編『生命というリスク——二〇世紀社会の再生産戦略』法政大学出版局、2008年、など。
- 2) 市野川容孝「介助するとはどういうことか——脱・家族化と有償化の中で」上野千鶴子ほか編『ケアという思想』岩波書店、2008年、138頁。

- 3) 同上、139頁。
- 4) 藤崎宏子「「介護の社会化」——その問題構成」『法律時報』第78巻第11号、2006年、37頁。
- 5) 同上、38・42頁。
- 6) 同上、39-43頁。
- 7) 同上、39頁。
- 8) 同上、42頁。
- 9) 内閣府編『国民生活白書（平成17年版）』独立行政法人国立印刷局、2005年、183-185頁。
- 10) 同上、184頁。
- 11) 同上、184-185頁。
- 12) 同上、185頁。
- 13) 内閣府編『平成19年版国民生活白書』社団法人時事画報社、2007年、47頁。
- 14) 内閣府編『平成18年版国民生活白書』社団法人時事画報社、2006年、70・72・73頁。
- 15) 前掲『平成19年版国民生活白書』44-45頁。
- 16) 前掲『国民生活白書（平成17年版）』181頁。
- 17) 厚生省監修『厚生白書（平成10年版） 少子社会を考える——子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会を』ぎょうせい、1998年、36頁。
- 18) 赤川学『子どもが減って何が悪いか！』筑摩書房、2004年、143-144頁。
- 19) 同上、100頁。
- 20) この問題については、池本美香『失われる子育ての時間——少子化社会脱出への道』（勤草書房、2003年）も興味深い考察をおこなっているが、本稿の議論にうまく組み入れられなかったことを付記しておきたい。
- 21) 赤川前掲書、101-102頁。
- 22) 汐見稔幸『親子ストレス——少子社会の「育ちと育て」を考える』平凡社、2000年、32頁。
- 23) 同上、187-189頁。
- 24) 同上、165頁。
- 25) 赤川前掲書、108頁。
- 26) 同上、123頁。
- 27) 同上、123-124頁。
- 28) 同上、162頁。
- 29) 同上、164頁。
- 30) 前掲『厚生白書（平成10年版）』30・40・82・84頁。
- 31) 同上、162頁。
- 32) 加藤繁美「世紀転換期の保育社会化論と子どもの権利」『山梨大学教育人間科学部紀要』第3巻1号、2001年、316-317頁。
- 33) 同上、317頁。
- 34) 全国保育団体連絡会・保育研究所編『保育白書 2007年版』ちいさいなかま社、2007年、49頁（木村雅英執筆部分）。
- 35) 江原由美子・山田昌弘『ジェンダーの社会学 入門』岩波書店、2008年、100-101頁（江原・山田共著部分）。
- 36) 同上、101頁。なお、同書は江原・山田『改訂新版 ジェンダーの社会学』（放送大学教育振興会、2003年）と同じ構成になっているが、最も大きな修正は、ここで取り上げた第9章後半の大幅な加筆（第3項を第3項・第4項に分けて加筆）である。放送大学テキストでは「単純定型労働者」という言葉は使われておらず、その部分（第3項）の分担執筆者は山田である。
- 37) 前掲『保育白書 2007年版』52頁（木村雅英執筆部分）。
- 38) 同上。
- 39) 村山祐一「育児の社会化と子育て支援の課題について」『教育学研究』第71巻第4号、2004年、56頁。
- 40) 加藤前掲論文、318頁。
- 41) 加藤繁美『子どもへの責任』ひとなる書房、2004年、149-150頁。
- 42) 林小枝子「序にかえて」働く母の会編著『働きつつ育てつつ——保育所をつくった母たちの軌跡』ドメス出版、1990年、9-13頁。
- 43) 大宮勇雄「共同保育所運動における親の教育主体への形成」『現代と保育』第10号、1981年、151頁より引用（出典は、『池内共同保育所の記録——働く母親たちの願い』第一集、1963年、1頁）。
- 44) 鷺谷善教編『子育ての危機と保育の公的保障——臨調行政改革下の保育問題』ひとなる書房、1984年、71-72頁（成瀬龍夫執筆部分）。
- 45) 巻頭座談会「集団保育と母子関係論」『現代と保育』第13号、1983年、34頁。座談会出席者は、矢野健夫、堀尾輝久、田中孝彦、清水民子。
- 46) 同上、23頁。
- 47) 前掲鷺谷編、62-63頁（成瀬龍夫執筆部分）。
- 48) 田中孝彦『保育の思想』ひとなる書房、1998年、202-203頁。
- 49) 布施晶子「婦人解放の道すじと家事・育児——最近の論調をめぐって」『賃金と社会保障』No.647、1974年、32・34頁。
- 50) 高橋菊江・本間重子「今日における婦人労働者の要求とたたかひの発展」同上誌、12頁。
- 51) 伊藤セツ「婦人労働者の家事・育児にかんする要求の性格について」同上誌、47頁。
- 52) 同上、40・41頁。

- 53) 山川菊栄「母性保護と経済的独立 与謝野、平塚二氏の論争」『婦人公論』第3年9号、1918年(香内信子編『資料 母性保護論争』ドメス出版、1984年、139頁)。
- 54) 市野川前掲論文、138頁。
- 55) 同上。
- 56) 川上武「医療社会化の道標(解説)」医学史研究会・川上武編『医療社会化の道標 25人の証言』勤草書房、1969年、1・6頁。
- 57) 同上、6-7頁。
- 58) 東野充成『子ども観の社会学——子どもにまつわる法の立法過程分析』大学教育出版、2008年、44-47頁。
- 59) 同上、48-49頁。
- 60) 同上、39-41頁。
- 61) 吉田久一「太平洋戦争下の児童愛護」『社会事業の諸問題』(日本社会事業大学研究紀要)第24集、1978年、4頁。
- 62) 同上、5頁。
- 63) 汐見稔幸「保育所の現代的な意味とその可能性」『ゆらぐ家族と地域』(岩波講座 現代の教育 第7巻)、1998年、269-270頁。
- 64) 同上、270-278頁。
- 65) 汐見稔幸「現代の家庭と子育て」高橋重宏監修『日本の子ども家庭福祉——児童福祉法制定60年の歩み』明石書店、2007年、87頁。
- 66) 加藤前掲書、94頁。
- 67) 同上、148-181頁における議論を参照。